

自動体外式除細動器（AED）賃貸借仕様書

1 件名

「ミナ・クル」行政施設自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約

2 設置台数及び設置場所

設置台数 1台

設置場所 ミナ・クル2階行政施設（七尾市神明町1番地）

3 契約期間

令和6年6月1日から令和11年（2029年）5月30日まで（5年間の長期継続契約）

4 納入期限

令和6年5月31日まで

5 機器等仕様

品名	内容
自動体外式除細動器 (AED)一式	① AED本体：1台 【製品名】 日本光電工業株式会社 カルジオライフ AED-3100 (医療機器承認番号：22700BZX00187000) ② バッテリー：1個 SB-310V 電池パック式で有効期限が3年以上のもの ※充電式不可 (導入36か月後に定期交換) ③ 使い捨てパドル：2セット P-740 (導入24か月後及び48か月後に定期交換) ④ キャリングバッグ：1個 YC-310V ⑤ AED用救急セット ・人工呼吸用マウスピース又はシート：1個 ・救急用ハサミ：1個 ・脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1個 ・使い捨て手袋：1組（ニトリル等） 等 ⑥ 取扱説明書（日本語）：1部 ⑦ AED設置表示シール：1枚

性能等

- (1) 非医療従事者向けAEDとして薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (2) 日本版救急蘇生ガイドライン2020に対応しているものであること。
- (3) 出力波計は、二相性（バイフェージック）方式であること。
- (4) 本体の切替えスイッチ等により、未就学児・小学生～大人モードの変更ができること。
- (5) AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を標準装備とすること。

- (6) 使用方法の音声ガイド（日本語）機能を有すること。
- (7) セルフテスト機能を有すること。セルフテストはAED本体・バッテリー・電極パッドについて毎日実施され、不具合が生じた場合に音や表示で警告するものであること。
- (8) 防水・防塵性は固形物及び水に対する保護等級である IP66 を有していること。
- (9) AED が正常に使用可能であることについて、リモート監視機能を有すること。
- (10)電波強度の弱い地区でも、AEDリモート監視システムを安定して仕様できるように、プラチナバンド対応の通信端末を設置すること。
- (11)AED 本体・バッテリー・除細動パッド等に異常を検知した際には、メール・WEB で通知する機能及び本契約による全ての AED を一元管理する機能を有すること。
- (12)AED のセルフテスト機能配信結果を履歴として保存できる機能を有すること。

6 契約条件

- (1) この契約は、七尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年 12 月 22 日条例第 79 号）に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。
- (3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び契約内容の変更等があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、賃借料を定めるものとする。

7 機器の設置及び既存機器の回収

- (1) 機器は、設置場所へ直接納入すること。なお、納入に際しては、あらかじめ施設に通知したうえでを行い、施設管理担当者の指示に従うこと。
- (2) 受注者は、機器の納入設置の際、既存機器がある場合には既存機器を回収し、破棄するものとする。廃棄にあたっては廃棄物処理法等関係法令を遵守し適切に行うこと。なお、回収に係る経費は、受注者の負担とする。

【既存機器】日本光電工業株式会社 カルジオライフ AED-3100 1台

8 契約終了時の機器の回収

- (1) 契約終了時には、受注者が設置場所からAEDの回収を行うこと。また、その際には、発注者の担当者と日程調整を行うこと。
- (3) 機器回収に係る経費は、受注者が負担すること。

9 見積額

見積額は、**1か月当たりの賃貸借料金を記載**すること。

なお、金額は税抜き表記とすること。

10 支払条件

毎月払いとする。

支払額は入札額に当該価格の100分の10に相当する金額を加算した額とする。

また、請求方法については請求書によるものとし、発注者は請求書を受理した日から30日以内にこれを

支払うものとする。

11 保証及び経費の負担

- (1) 受注者は、賃貸借期間中、受注者の負担において、機器に受注者を被保険者とする動産総合保険を付し、その写しを発注者に提出すること。
- (2) 契約期間内に発生した故障等の欠陥については、受注者がその責において無償交換または修理を行うものとする。
- (3) 機器の盗難、滅失、き損等の事故により、機器の交換又は新たな機器の設置が必要となる場合（動産総合保険でてん補された場合）は、受注者はその事故以降、その事故に係る機器の借損料の請求は行わないものとする。また、盗難の場合は、AED本体等の返還は行わないものとする。
- (4) 受注者は、定期交換や使用後の消耗品の補充、盗難、破損、故障時の代替品提供を本契約に含むものとする。また、使用期限のある電極パッド・バッテリーは受注者において納品管理し、期限が切れる前に、設置場所へ直接納品するものとする。
- (5) 日本版救急蘇生法ガイドラインの変更等に対応して契約期間内にAEDや付属機能（音声等）の変更があった場合、受注者はすみやかに対応すること。これらの変更は、設置施設で行うことを基本とするが、機器を引き取って作業を行う場合は、その期間、代替品を提供すること。なお、これらの変更に伴う経費は、受注者が負担する。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者の負担において損害の程度に応じ、当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替品の設置の対応をするものとする。
- (7) 発注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、受注者は損害の程度に応じ、当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替品設置の対応をするものとする。この場合の費用は動産総合保険の保険金で充当し、なお保険で対応できない費用があれば、受注者は発注者に請求できるものとする。ただし、代替品の賃借料は損害物件の残存賃借料を上回らないものとする。
- (8) 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により、設置機器に損害が生じた場合における当該設置機器の修繕又は残存賃借料の免除、違約金及び代替品設置に係る費用の負担は、動産保険の取扱いも含め双方の協議とする。

12 契約の解除

重大な瑕疵等、受注者の責めに帰すべき事由により、本事業の正常な実施が困難であると判断された場合は、発注者は契約を解除することができる。

13 その他

- (1) 受注者は契約期間内において、AEDを常時正常に使用できる体制を整えること。
- (2) 受注者は高度管理医療機器等貸与業の許可を得ていること。なお、貸与業の許可を得ていない又は、貸与業の許可は得ているが、受注者が発注者に対し機器を直接貸与できない等の場合は、落札後速やかに届け出た上で、リース会社と協力して行うこと。ただし、その際受注者は高度管理医療機器等販売業の許可を得ていること。また、リース会社は高度管理医療機器等貸与業の許可を得ていることとし、機器の保守管理は受注者が行うこと。
- (3) 24時間365日対応可能なコールセンターを有し、異常発見時、質問回答等の対応が可能な体制を確保すること。
- (4) 機器設置の際、施設管理職員に対しAEDの機能上の注意点や間違いのない使用方法を習得するため、製造メーカーによる講習を行うこと。また、設置後、発注者の求めに応じ、施設管理職員に対し使用

方法の講習（年1回程度）を行うこと。このとき実習用の機材一式については受注者が用意すること。

- (5) 使用方法等の照会については、随時応じること。
- (6) 年1回又は発注者からの要請があったときは、随時、保守点検（バッテリーパックの点検含む）を行い、機器が正常に作動することを確認すること。
- (7) スタンバイ（待機）時の温度条件は -5°C ～ 50°C であること。
- (8) 出力エネルギーは小学生～大人モードで1回目は150 J、2回目以降は200 Jであること。
- (9) 国内に本社を置くメーカーであること。
- (10) 本仕様書に記載がなくても、賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業については、受注者の負担において提供すること。
- (11) 契約締結後、賃貸借物件の仕様等を変更する必要がある場合は、双方協議の上変更できるものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項については、事前に発注者と協議し決定すること。